

住民票関係請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍に関する証明書請求書及び税務
証明書交付申請書の様式を定める要領

平成17年10月26日

(平 19. 2 .28 ・平 20. 5 . 1 ・平 23. 3 .11 ・平 24. 7 . 9 ・平 27.10.29
・平 31. 1 .18 ・平 31. 4 .10 ・令元. 11. 5 ・令 3. 12. 17一部改正)

住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱要領（平成17年10月26日制定）第2条第2号の住民票
関係請求書、郡山市印鑑条例施行規則（平成9年郡山市規則第2号）第14条ただし書の規定に基
づく印鑑登録証明書交付申請書及び郡山市戸籍事務取扱規程（平成2年郡山市訓令第10号）第4
条第1項の戸籍に関する証明書請求書、郡山市税務証明交付閲覧等事務取扱要領（平成28年1月
29日制定）第4条第1項第1号及び第3号の個人の所得・課税証明書及び納税証明書の交付申請
書（以下「税務証明書交付申請書」という。）の様式は第1号様式及び第2号様式のとおりとす
る。ただし、第2号様式については税務証明交付申請書を除く。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年2月28日）

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年5月1日）

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日）

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年10月29日）

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成31年1月18日）

この要領は、平成31年1月22日から施行する。

附 則（平成31年4月10日）

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和元年11月5日）

この要領は、令和元年11月5日から施行する。

附 則（令和3年12月17日）

この要領は、令和4年1月11日から施行する。

（施行期日）

1 この要領は、令和6年10月24日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所
要の調整をして使用することができる。